

常滑市公共施設等総合管理計画

～公共施設マネジメントの基本方針～



2016(平成 28)年 4 月
(2024(令和 6)年 3 月改訂)
常 滑 市

目 次

I 背景と目的	1
II 位置付け	2
III 計画期間	2
IV 対象施設	3
V 公共施設等の現況、見通し及び課題認識	4
1 公共施設等の現況と建設(開設)年度等	4
2 投資的経費の推移	7
3 公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み等	9
4 総人口の推移と今後の見通し	14
5 現状や課題に関する基本認識	15
VI 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	16
1 基本的な考え方	16
2 具体的な取組方針	17
VII 計画の推進に当たって	19
〈参考資料：施設類型ごとの現状・課題・取組方針〉	20
1 市民文化系施設	20
2 社会教育系施設	21
3 スポーツ・レクリエーション系施設	22
4 学校教育系施設	23
5 子育て支援施設	24
6 保健・福祉施設	25
7 行政系施設	26
8 公営住宅	27
9 公園	28
10 その他	29
11 普通財産(建物)	30
12 企業会計施設	31
13 インフラ施設	32
用語解説	33

I 背景と目的

本市では、昭和 30 年代から 40 年代の人口増加や経済成長に合わせて、市民サービスの向上と都市機能の充実を図るため、小中学校や保育園等の建物等施設及び道路や橋りょう等のインフラ施設(建物等施設とインフラ施設を総称して、以下「公共施設等」という。)を数多く整備してきました。これらは各々老朽化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることになるため、施設の更新が集中することによる財政負担の増大が懸念されています。

一方、本市の財政状況は厳しく、2011(平成 23)年 2 月に策定した「常滑市行財政再生プラン 2011」(以下「再生プラン」という。)に基づいて安定した財政運営の基礎づくりに取り組んできましたが、今後も厳しい財政状況が続くと予測しており、施設の維持・更新に充当可能となる財源には限りがあります。

そうしたことから、全庁一体となった総合的、計画的な施設マネジメントにより、公共施設等を効率的・効果的に管理運営し、経費の抑制と平準化による財政負担の軽減を図るため、2016(平成 28)年 4 月に公共施設等の管理に関する基本的な方針を示す「常滑市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

なお、今回の改訂は、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂(平成 30 年 2 月 27 日付け総財務第 28 号通知、令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号通知及び令和 5 年 10 月 10 日付け総財務第 152 号通知)を受け行うものです。

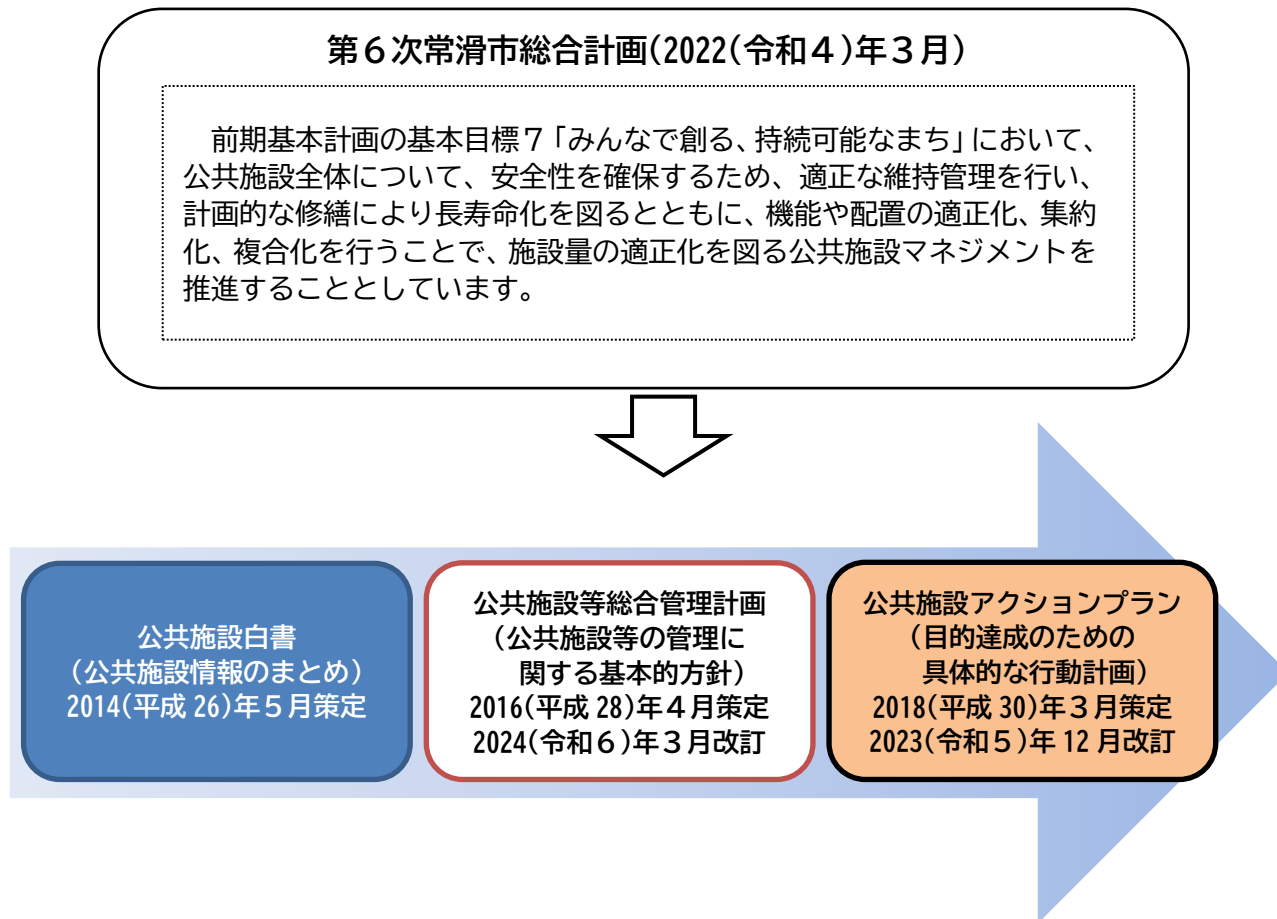
【参考：本計画における用語の定義】

用 語	定 義
修繕	劣化、破損等により損なわれた施設等の機能を回復させるために行う修理、補修等の行為のこと。
改修	劣化した施設の性能・機能を、社会の変化等により新たに求められることとなった水準まで(建設当初の水準以上に)改善すること。
大規模改修(修繕)	施設全体を対象に、経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を一度に(大規模に)改修(修繕)すること。
更新	劣化した部位・部材・機器等を新しいものに取り替えること(大規模改修(修繕))。また、施設そのものを建て替えること。
建物等施設	市役所本庁舎、小中学校、保育園、公民館等の建物系の施設
インフラ施設	道路(農道含む)、橋りょう、上下水道等の都市基盤施設
公共施設等	「建物等施設」と「インフラ施設」の総称

Ⅱ 位置付け

2022(令和4)年度から2028(令和10)年度を計画期間とする「第6次常滑市総合計画」を上位計画とし、全庁横断的な公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものです。

【図1：本計画の位置付け】



Ⅲ 計画期間

本計画は、施設のライフサイクルが長期に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、2016(平成28)年度から約40年間を計画期間とします。

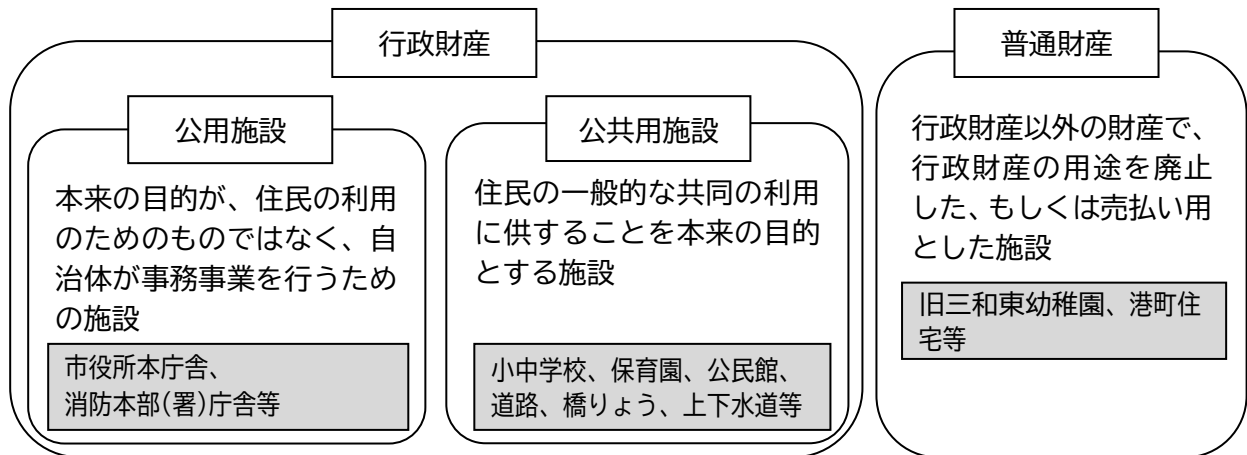
なお、上位計画である第6次常滑市総合計画・前期基本計画(2022(令和4)～2024(令和6)年度)と整合を図りながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

IV 対象施設

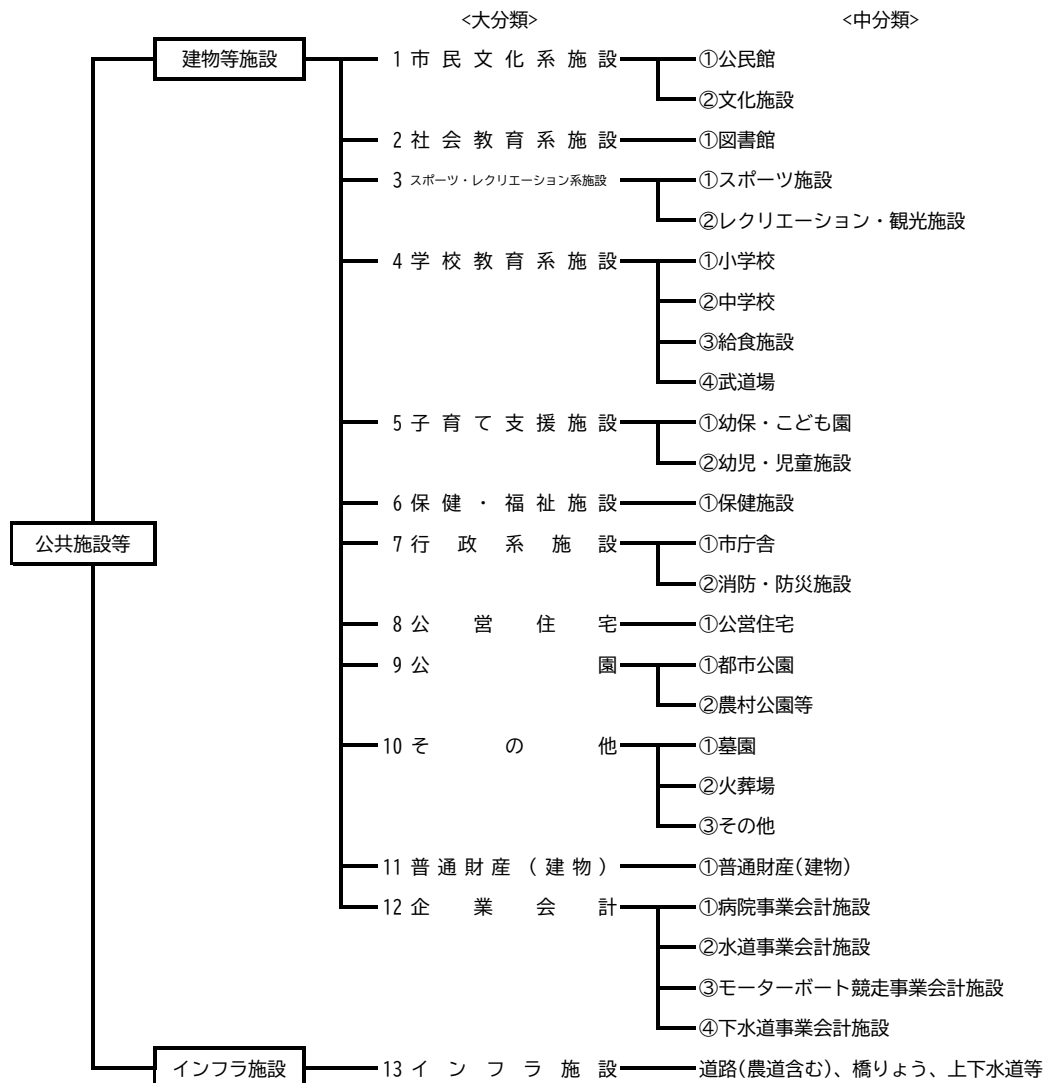
本市が保有する全ての公共施設等を対象とします。なお、直接、公の目的に供さない普通財産(建物)も含まれます。

また、対象施設について、図3のとおり分類します。

【図2：本計画の対象施設】



【図3：施設の分類】



V 公共施設等の現況、見通し及び課題認識

1 公共施設等の現況と建設(開設)年度等

(1) 建物等施設

【表1：施設数、延床面積及び2022(令和4)年度管理運営経費】

1 一般会計(行政財産)

※施設数及び延床面積は2023(令和5)年4月1日現在

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設	2022(令和4)年度管理運営経費(注1) (千円)
1 市民文化系施設	①公民館	3	6,283.78	公民館(青海・中央・南陵)	114,980
	②文化施設	1	9,313.35	市民文化会館	79,632
	小計	4	15,597.13		194,612
2 社会教育系施設	①図書館	0	0.00	図書館(注2)	73,585
	小計	0	0.00		73,585
3 スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	18	12,316.05	常滑市体育館、温水プール、常滑球場、多目的グラウンドなど	239,890
	②レクリエーション・観光施設	6	4,664.35	とこなめ陶の森、坂井海水浴場休憩所、りんくう海浜緑地(りんくうビーチ)、登窯広場、廻船問屋瀧田家	41,206
	小計	24	16,980.40		281,096
4 学校教育系施設	①小学校	9	61,187.36	小学校(三和、大野、鬼崎北、鬼崎南、常滑西、常滑東、西浦北、西浦南、小鈴谷)	699,943
	②中学校	4	41,331.70	中学校(青海、鬼崎、常滑、南陵)	674,796
	③給食施設	2	2,254.02	学校給食共同調理場(北、南)	462,367
	④武道場	2	4,019.75	鬼崎柔剣道場、南陵武道場	2,027
	小計	17	108,792.83		1,839,133
5 子育て支援施設	①幼保・こども園	12	15,972.37	保育園(三和南、鬼崎北、瀬木、西浦南、小鈴谷など)、青海こども園、常滑幼稚園	763,843
	②幼児・児童施設	27	1,646.85	児童館(三和、西之口、西浦南など)、児童遊園(大野、奥条、大谷など)、ちびっ子広場(青海町、蒲池、山方など)、子育て総合支援センター※市民交流センター内	33,991
	小計	39	17,619.22		797,834
6 保健・福祉施設	①保健施設	1	(615.09)(注3)	保健センター	13,936
	小計	1	(615.09)		13,936
7 行政系施設	①市庁舎	1	19,443.35	市役所本庁舎	87,309
	②消防・防災施設	20	5,481.21	消防本部(署)庁舎、消防本部出張所(空港、南)、消防団車庫、防災格納庫	16,543
	小計	21	24,924.56		103,852
8 公営住宅	①公営住宅	11	22,704.26	公営住宅(榎戸、多屋、樽水など)、大野市営住宅	51,808
	小計	11	22,704.26		51,808
9 公園	①都市公園	33	1,222.20	都市公園(大曾、松原、常滑など)	268,894
	②農村公園等	19	657.31	小脇公園、前山ダム公園、農村公園(青海、熊野、古場など)	17,692
	小計	52	1,879.51		286,586
10 その他	①墓園	1	13.97	高坂墓園	4,202
	②火葬場	1	502.72	市営火葬場	17,909
	③その他	18	1,519.47	一般廃棄物最終処分場など	53,010
	小計	20	2,036.16		75,121
合計		189	210,534.07		3,717,563

2 一般会計(普通財産(建物))

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設	2022(令和4)年度管理運営経費(注1) (千円)
11 普通財産(建物)	①普通財産(建物)	15	9,230.16	旧名古屋法務局常滑出張所、旧三和東幼稚園、港町住宅など	—(注4)
合計		15	9,230.16		—

3 企業会計施設

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設	2022(令和4)年度管理運営経費(注1) (千円)
12 企業会計施設	①病院事業会計施設	3	23,843.86	市民病院、新開町1号公舎、港町公舎	599,900
	②水道事業会計施設	14	312.29	配水場(久米・中央など)、ポンプ場(大曾、多屋など)	19,991
	③モーターボート競走事業会計施設	3	47,840.81	ボートレース場、外向発売所、オラレセントレア	1,748,539
	④下水道事業会計施設	18	13,991.25	浄化センター、真空ステーション(新開町、本町など)、雨水ポンプ場(榎戸・西之口など)、汚水中継ポンプ場(セントレア、西之口)、集落排水処理場(広目、坂井など)	964,998
合計		38	85,988.21		3,333,428

(注1)2022(令和4)年度管理運営経費には、投資的経費を含む。

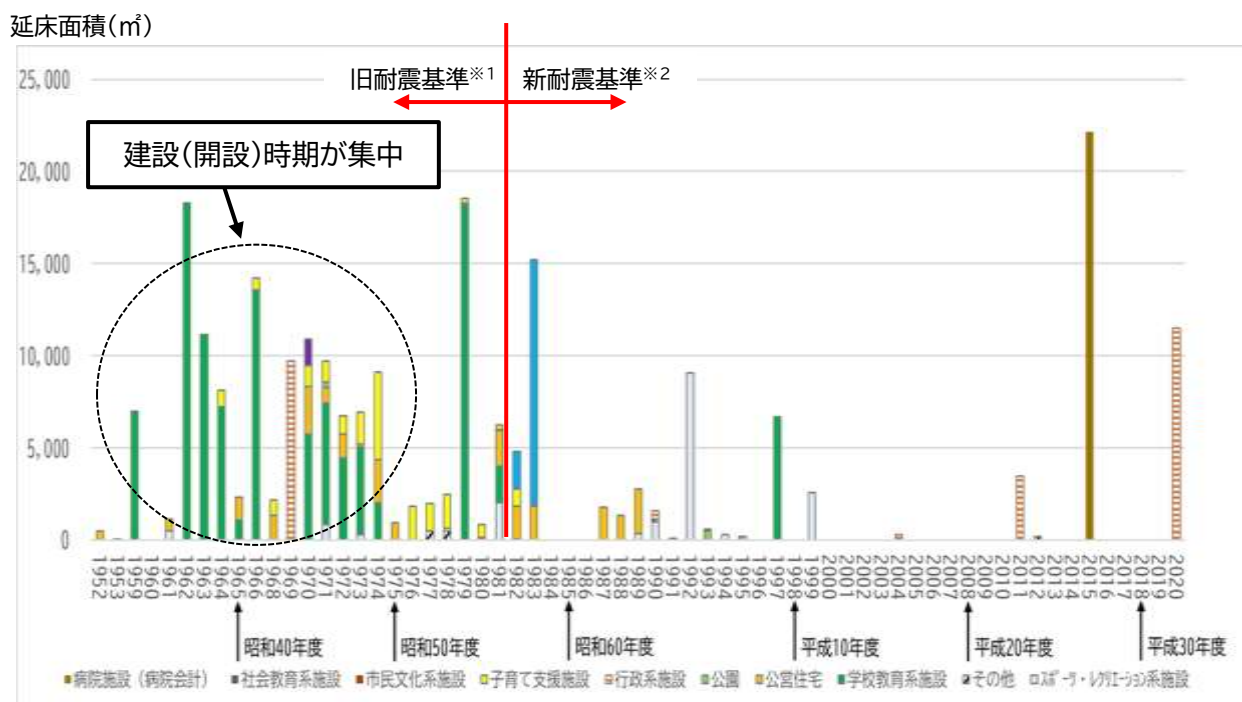
(注2)2021(令和3)年度に図書館本館を閉館し、図書館機能を青海・南陵公民館図書室及び市役所本庁舎のこども図書室に分散移転した。

(注3)市民病院に含む。

(注4)普通財産の管理運営経費は少額の為計上していない。

資料：企画課

【図4：施設の建設(開設)年別の状況】



資料：企画課 ※グラフ内は、小中学校を中心に主な施設を表示している。

【表2：建築物保有総量及び有形固定資産減価償却率※3の推移】

年 度	建築物保有総量 (㎡)	計画策定時(2015(平成27)年度)比 (㎡)	有形固定資産減価償却率 (%)
2015(平成27)年度末	213,589	-	-
2016(平成28)年度末	212,934	-655	71.20
2017(平成29)年度末	212,299	-1,290	72.20
2018(平成30)年度末	209,521	-4,068	73.10
2019(令和元)年度末	205,333	-8,256	73.30
2020(令和2)年度末	214,427	838	73.60
2021(令和3)年度末	223,046	9,457	70.60

資料：財政課

(2)インフラ施設

①施設数、面積等

本市の道路延長(農道を含む。)は約760kmに達しており、また、橋りょう等のインフラ施設が数多くあります。

■道路・農道

【表3：道路の延長等】 (2023(令和5)年4月1日現在)

種 別	延 長 (m)	路線数
1 級	24,758	17
2 級	22,059	24
一 般	528,094	2,459
計	574,911	2,500

資料：土木課

【表4：農道の延長】 (2023(令和5)年4月1日現在)

種 別	延 長 (m)
農 道	187,955

資料：土木課

■橋りょう

【表5：橋りょうの数量等】

(2023(令和5)年4月1日現在)

種 別	市 道		農道(市管理)		合 計	
	数 量	延 長 (m)	数 量	延 長 (m)	数 量	延 長 (m)
永久橋	183	1,841	11	226	194	2,067
木 橋	1	5	-	-	1	5

資料：土木課

■雨水管路(市管理)

【表6：雨水下水路の延長等】

(2023(令和5)年4月1日現在)

名 称	暗 渠 (m)	開 渠 (m)	計 (m)	名 称	暗 渠 (m)	開 渠 (m)	計 (m)
小倉雨水幹線	180	115	295	常滑中部雨水幹線	171	0	171
西之口雨水幹線	505	84	589	口田北部雨水幹線	482	0	482
押切雨水幹線	440	0	440	大落雨水幹線	2,501	955	3,456
鬼崎雨水幹線	901	238	1,139	大落支線雨水幹線	529	0	529
玉越雨水幹線	775	287	1,062	市場雨水幹線	159	160	319
榎戸雨水幹線	799	10	809	忠田雨水幹線	0	25	25
多屋北部雨水幹線	1,049	398	1,447	熊野雨水幹線	25	0	25
多屋南部雨水幹線	286	144	430	輪之内雨水幹線	36	226	262
浜田雨水幹線	5,824	211	6,035	前島・空港雨水幹線	1,671	0	1,671
常滑北部雨水幹線	107	450	557	合 計	16,440	3,303	19,743

資料：下水道課

■污水管路(市管理)

【表7：污水幹線・枝線の延長等】

(2023(令和5)年4月1日現在)

名 称	管 渠 (m)	名 称	管 渠 (m)	名 称	管 渠 (m)
榎戸污水幹線	236	白山第2污水幹線	48	空港島污水幹線	5,965
北条第1污水幹線	1,582	浜田污水幹線	2,755	空港島西部污水幹線	389
北条第2污水幹線	108	北部污水幹線	5,712	セントレア污水幹線	761
瀬木污水幹線	514	明和污水幹線	115	前島北部污水幹線	1,497
東部污水幹線	1,520	大和污水幹線	516	前島南部污水幹線	430
南部污水幹線	1,844	新浜污水幹線	417	宮石污水幹線	1,134
白山污水幹線	387	青海污水幹線	479	枝線の総延長	216,318

資料：下水道課

■上水道(市管理)

【表8：径別配水管の延長等】

(2023(令和5)年4月1日現在)

50 mm以下 (m)	75 mm (m)	100mm (m)	125mm (m)	150mm (m)	200mm (m)	250mm (m)
217,140	15,445	163,868	39	61,167	28,680	8,160
300mm (m)	350mm (m)	400mm (m)	450mm (m)	500mm (m)	600mm (m)	800mm (m)
20,656	3,933	4,150	7,927	9,338	14,522	475

資料：水道課

2 投資的経費の推移

建物等施設及びインフラ施設に関する、過去5年間(2018(平成30)～2022(令和4)年度)の投資的経費については、表9のとおりです。

【表9：過去5年間の投資的経費の推移(一般会計における主なもの)】単位：千円

区分		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
建物等 施設	新規 整備	187,815	330,218	6,343,996	919,356	247,890
	修繕等	1,141,802	1,582,712	1,121,129	1,009,784	1,431,779
	用地 取得	0	5,586	0	0	0
	合計	1,329,617	1,918,516	7,465,125	1,929,140	1,679,669
インフラ 施設	新規 整備	13,506	16,837	11,290	46,101	10,893
	修繕等	334,268	382,855	284,011	343,401	173,583
	用地 取得	76,488	232,040	127,463	156,304	90,270
	合計	424,262	631,732	422,764	545,806	274,746
総計		1,753,879	2,550,248	7,887,889	2,474,946	1,954,415

5年間の合計
約 143.2 億円

↓

単年度約 28.6 億円

※2010(平成22)～2014(平成26)年度の5年間に建物等施設の新規整備及び修繕等に要した費用 約33.5億円(単年度約6.7億円)

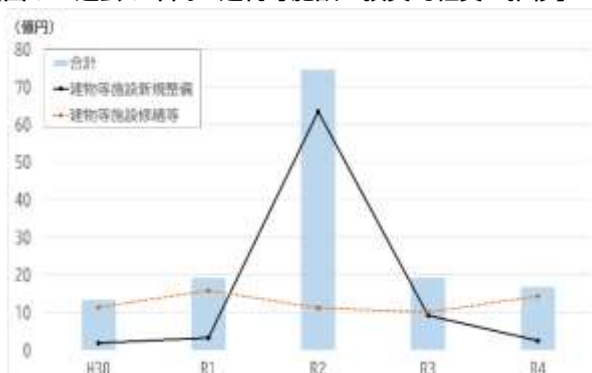
5年間の合計
約 23.0 億円

↓

単年度約 4.6 億円

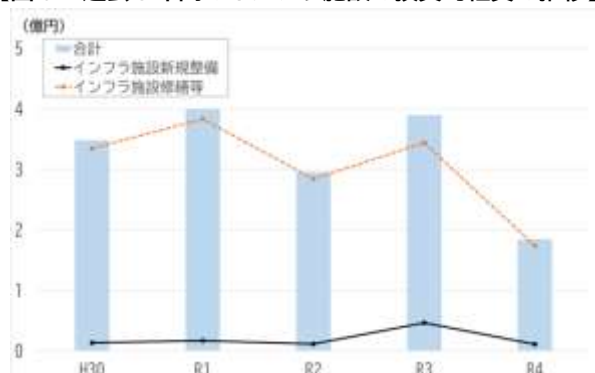
資料：企画課

【図5：過去5年間の建物等施設の投資的経費の推移】



資料：企画課

【図6：過去5年間のインフラ施設の投資的経費の推移】



資料：企画課

○建物等施設の新規整備費は新庁舎を建設したことから例年より増加しています。

○建物等施設に係る新規整備のうち主なものは、以下のとおりです(表10参照)。

- ・新庁舎等建設工事(5,486,800千円)
- ・新庁舎立体駐車場増築工事(799,200千円)

【表 10：過去 5 年間の新規整備及び修繕等（一般会計における主なもの）】

■建物等施設

分 類		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
新規 整備	1 市民文化施設－①公民館				・閉架書庫増築工事 (青海公民館)	
	4 学校教育施設－③給食施設					・新学校給食共同調理場整備 事業設計業務委託
	7 行政施設－①市庁舎	・新庁舎建設基本・実施設計 業務委託	・新庁舎建設基本・実施設計 業務委託 ・新庁舎等建設工事	・新庁舎等建設工事 ・新庁舎地下水利設備設置 工事 ・新庁舎立体駐車場増築工事	・太陽光発電設備等設置工事 ・プラザ壁面装飾工事	
	9 公園－①都市公園			・グラウンド整備設計業務 委託（大曾公園） ・公衆トイレ等新築工事 (りんくう海浜緑地)	・構造物撤去・造成工事 (大曾公園)	・公衆トイレ等新築工事 (大曾公園) ・付属施設等設置工事 (大曾公園)
修 繕	1 市民文化施設－①公民館	・防水工事（青海公民館）	・外壁改修工事（青海公民館）	・ホール空調設置等工事 (南陵公民館) ・屋上防水改修等工事 (中央公民館)	・改修工事（青海公民館）	・外壁改修等工事 (南陵公民館)
	1 市民文化施設－②文化施設	・中央監視装置更新工事 (文化会館)		・空調用冷却塔設備更新等 工事（文化会館） ・屋上防水改修等工事 (文化会館)		
	3 スポーツ・レクリエーション施設 －①スポーツ施設		・中央監視装置及びリモート ユニット更新工事 (市体育館)	・特定天井耐震化等工事 (市体育館)		・非常用発電機更新等工事 (市体育館)
	3 スポーツ・レクリエーション施設 －②レクリエーション・観光施設			・耐震等改修工事 (とこなめ陶の森資料館)	・空調設備等設置工事 (とこなめ陶の森研修工房)	
	4 学校教育施設－①小学校	・外壁等改修工事（大野小） ・キュービクル更新工事 (常滑西小) ・コンクリート塀改修工事 (常滑西小) ・屋内運動場大規模改修工事 (常滑西小)	・屋内運動場大規模改修工事 (常滑東小) ・サウン改修工事 (鬼崎南小) ・普通教室空調設備整備工事 (各小学校)	・屋外階段改修工事 (常滑西小) ・屋内運動場改修工事 (西浦北小) ・大規模改修工事 (鬼崎北小) ・情報通信ネットワーク環境 施設整備工事（各小学校）	・北館 4 教室改修工事 (常滑西小) ・屋内運動場特定天井改修 工事（西浦北小） ・屋内運動場大規模改修工事 (三和小) ・屋内運動場大規模改修工事 (鬼崎南小) ・南館大規模改修工事 (大野小)	・児童育成クラブ改修工事 (大野小) ・トイレ改修工事 (三和小、西浦北小) ・屋内運動場大規模改修工事 (大野小) ・音楽室空調整備工事 (各小学校) ・北館大規模改修工事 (大野小) ・バリアフリー化工事 (大野小)
	4 学校教育施設－②中学校	・避難階段新設工事（常滑中） ・屋内運動場サッシ等改修 工事（南陵中） ・北館大規模改修工事 (鬼崎中)	・特別教室棟外壁改修工事 (青海中) ・南館・東館大規模改修工事 (鬼崎中) ・エレベータ改修工事 (常滑中) ・屋外プール大規模改修工事 (常滑中) ・普通教室空調設備整備工事 (各中学校)	・南館竪木改修等工事 (常滑中) ・屋内運動場改修工事 (南陵中) ・情報通信ネットワーク環境 施設整備工事（各中学校）	・キュービクル更新工事 (青海中) ・職員室他特別室空調設備更新 工事（常滑中）	・プール改築工事 (青海中・鬼崎中) ・グラウンド改修工事 (南陵中)
	5 子育て支援施設－①幼保・こども園	・大規模改修工事（丸山保）	・大規模改修工事（鬼崎北保）	・トイレ改修工事 (青海こども園等)	・外壁改修等工事 (鬼崎西保、三和西保) ・大規模改修工事 (三和南保)	
	7 行政施設－②消防・防災施設				・大規模改修工事 (消防署南出張所)	
	8 公営住宅－①公営住宅	・集排接続及び給排水管改修 工事（坂井住宅） ・給水管改修工事（榎戸住宅）	・外壁改修工事（坂井住宅）	・外壁改修工事 (榎戸住宅A・8棟、 榎戸住宅C棟)	・外壁改修工事 (榎戸住宅C棟) ・給水管改修工事（多屋住宅）	・C-103号室復旧工事 (多屋住宅)
	10 その他－②火葬場	・制御盤更新工事 (市営火葬場)	・火葬炉全面積替工事 (市営火葬場)			

■インフラ施設

分 類		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
新規 整備	道路				・道路新設工事 (市道多屋線)	
修 繕	道路	・道路工事（石瀬線） ・舗装修繕工事 (古社青池線)	・道路改良工事 (市道2802号線) ・舗装修繕工事 (久米半田線)	・舗装修繕工事 (久米半田線)	・舗装修繕工事 (久米半田線)	・舗装工事（常東線） ・道路法面緊急応急工事 (市道1741号線) ・道路改良工事 (宮山前山線) ・舗装修繕工事 (西阿野檜原線)
	橋りょう	・橋梁補修工事 (本町 1 号橋ほか)				・橋梁補修工事 (背地替橋ほか)

資料：企画課

3 公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み等

(1) 建物等施設に係る将来の更新費用の推計

本市が保有する建物等施設の将来(2015(平成27)年度から40年間)の更新費用について、2023(令和5)年度までの実績(一部見込を含む。)と総務省及び(一財)地域総合整備財団のホームページで公開されている「公共施設等更新費用試算ソフト※4」を基に試算しました(図7・図8参照)。

(注)今回の試算は、仮定した条件に基づいて単純計算したものであり、今後、実際に施設の更新を行う際の更新単価等は異なってくるため、試算結果は目安・参考値として使用します。

【試算に係る条件等】

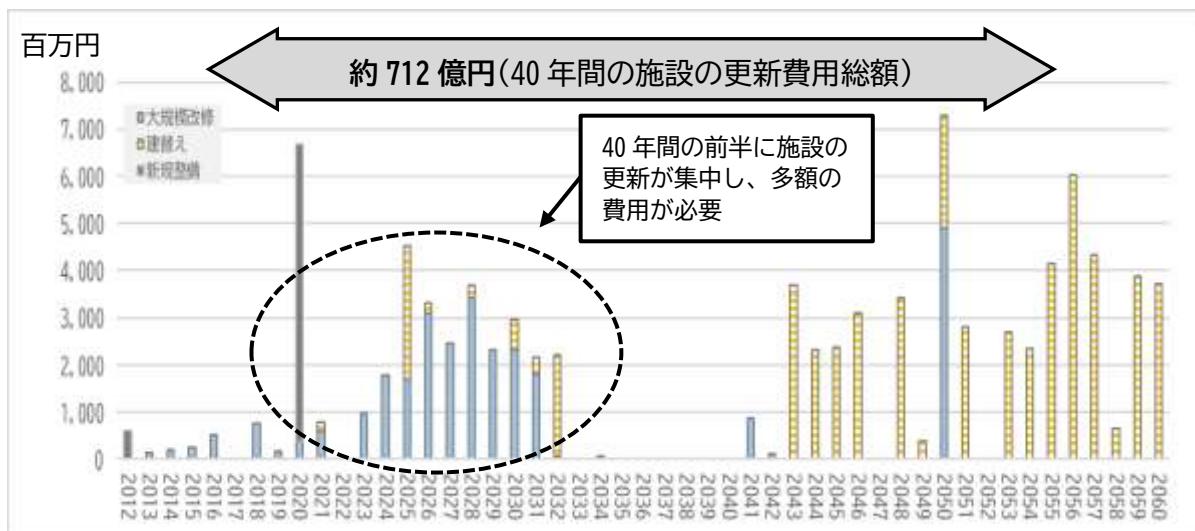
次の条件により、2015(平成27)年度以降の40年間に必要となる更新費用を試算した。

- ・ 現在保有する施設を同じ延床面積で更新すると仮定して、延床面積の数量に更新単価を乗じる。
- ・ 建築物の耐用年数は、60年と仮定する。
- ・ 試算時点(2023(令和5)年度)における建設年度からの経過期間に応じて以下の3パターンに分けて試算する。
 - ① 建設時より30年経過していないものについては建設後30年で大規模改修を行い、さらにその後30年で建て替えると仮定する(長寿命化※5を実施する場合は建設後40年で大規模改修を行い、さらにその後40年で建て替えると仮定する。)
 - ② 建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行い、さらにその後30年で建て替えると仮定する(長寿命化を実施する場合は長寿命化を実施しない場合と同じ時期に大規模改修を実施したうえで、その40年後に建て替えると仮定する。)
 - ③ 建設時より51年以上経過しているものについては大規模改修を行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定する。

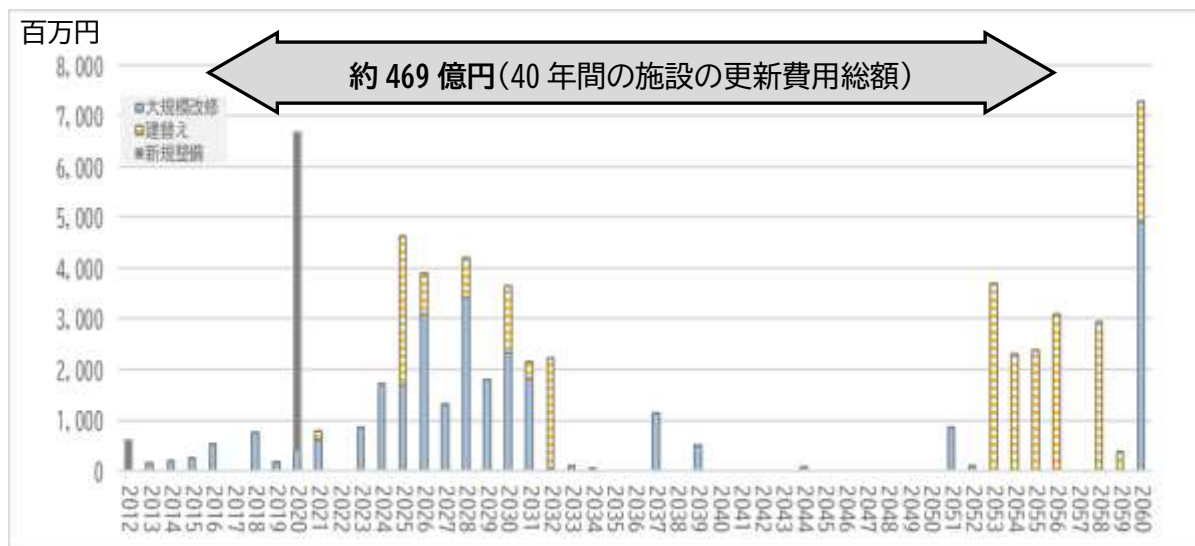
〈更新単価の考え方〉

施設の種類	大規模改修	建替え
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

【図7：建物等施設の更新費用】



【図8：建物等施設の更新費用(長寿命化を実施した場合)】



試算結果

建物等施設の施設規模や施設数を維持した場合

- ①40年間で総額約712億円が必要(長寿命化を実施した場合は469億円)
- ②単年度では、計画策定時直近5年間の実績と比較して、約2.7倍の費用が必要(長寿命化を実施した場合は1.8倍)

2010(平成 22)～2014(平成 26)
年度の5年間に建物等施設の新
規整備及び修繕に要した費用
約 33.5 億円

単年度約 6.7 億円

約 2.7 倍

2015(平成 27)年度以降の 40 年
間における更新費用の総額
約 712 億円

単年度約 17.8 億円

- ③40 年間の前半に多額の費用が必要

昭和 30 年代後半から昭和 40 年代に建設(開設)した施設が多いため、更新の時期が 40 年間の前半に集中し、多額の費用が必要となる。

(2) インフラ施設に係る更新費用

本計画においては、インフラ施設に係る更新費用の試算は行っていないが、今後、インフラ施設の適正な保全を図るためには、現在(単年度約4.6億円：表9参照)を超える、多額の費用が必要になると考えられます。

(3) 歳入・歳出の推移と今後の財政見通し

① 歳入(一般会計)の推移

本市の歳入のうち、大きな要素である市税収入は、空港開港に伴う空港関連税収を中心に増加し、2017(平成29)年度以降は120億円超で推移するなど、空港の好調な業績や中部臨空都市への企業立地などの影響を受けて増加傾向にありましたが、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少しました。一方、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策事業や新庁舎建設事業の実施により、国県支出金や市債が増加しました。

2022(令和4)年度は新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例により一時的に増えていた税収が通常に戻ったことや子育て世帯・住民税非課税世帯などへの給付金事業の減少に伴い、前年度に対して減少しました。

【図9】 歳入(一般会計)の推移



※第6次常滑市総合計画より抜粋(2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度の実績を追加)

②歳出(一般会計)の推移

歳出においては、人件費の抑制及び投資事業の繰延等による普通建設事業費(投資的経費)の抑制に取り組んできました。子ども・子育て支援事業や、高齢者・障がい者関連経費の増加に伴い、扶助費が増加しています。

2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症対策事業や新庁舎建設事業の実施などにより、物件費・補助費、普通建設事業費が増加しています。

また、2022(令和4)年度は、前年度と比較して、子育て世帯・住民税非課税世帯などへの給付金事業の減少、常滑武豊衛生組合への分担金やりんくう町の特別地域への進出企業に対する立地促進奨励金が減少したことにより、扶助費、物件費・補助費が減少しました。

【図 10】 歳出(一般会計)の推移

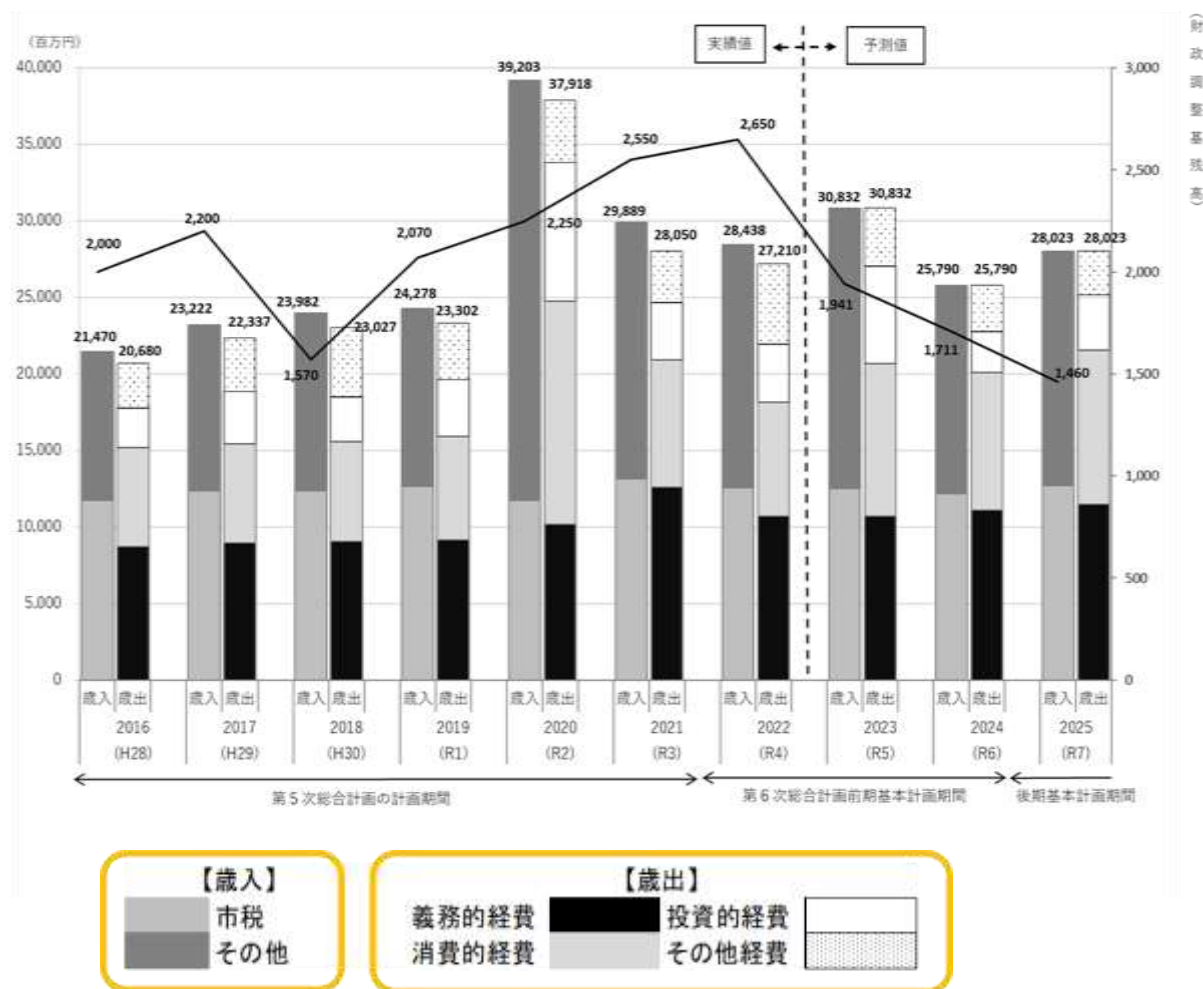


※第6次常滑市総合計画より抜粋(2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度の実績を追加)

③今後の財政見通し(一般会計)

歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市税収入が2021(令和3)年度から戻りつつある一方で、歳出については、2024(令和6)年9月に供用開始予定の新学校給食共同調理場整備を始めとする投資的経費のほか、義務的・消費的経費についても引き続き高水準で推移していくことから、財政調整基金の取り崩しによる措置やボートレースまちづくり基金の計画的な活用など、これまで同様に歳出の抑制と歳入の確保を基本とする改革・改善に取り組む必要があります。

【図11：今後の財政見通し(一般会計)】



※第6次常滑市総合計画より抜粋(2024(令和6)年3月で再試算)

4 総人口の推移と今後の見通し

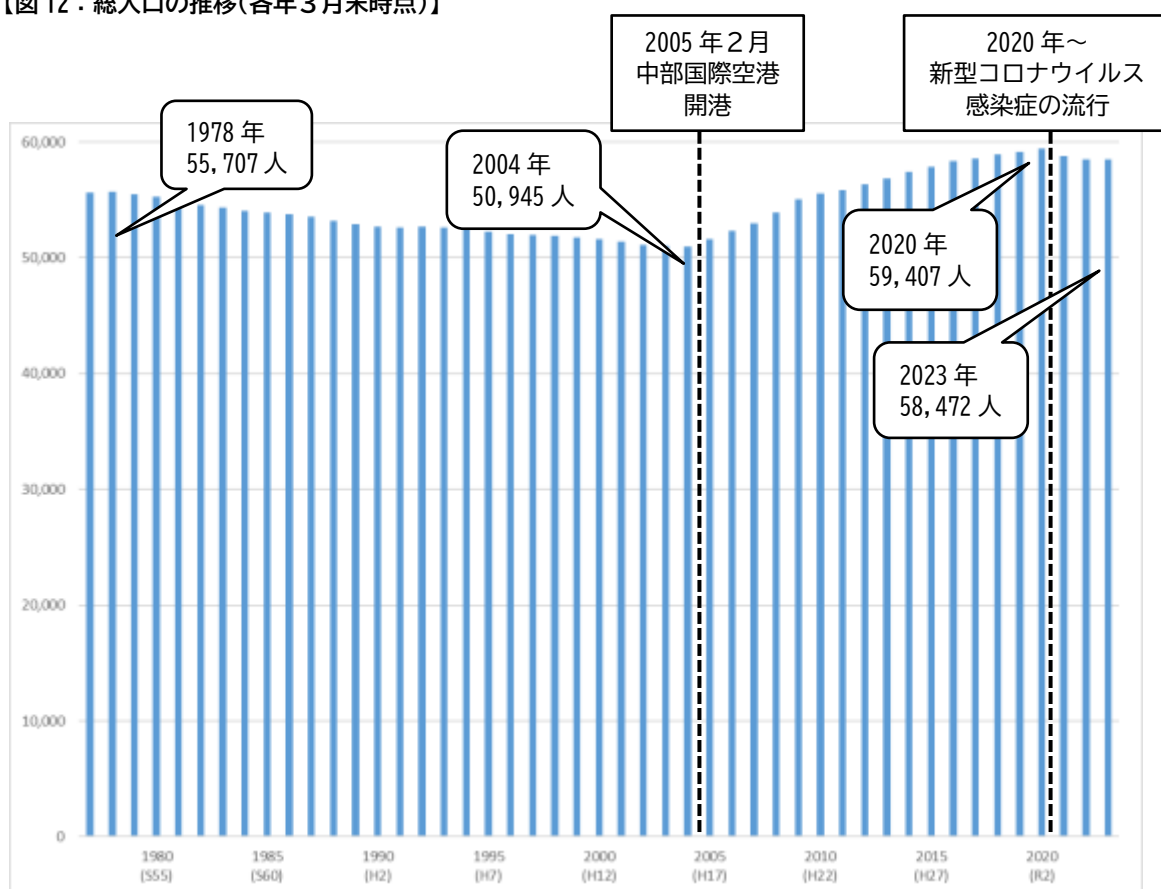
(1) 総人口の推移

本市は、1954(昭和29)年に常滑町、鬼崎町、西浦町、大野町、三和村の4町1村の合併により誕生し、その後、1957(昭和32)年に小鈴谷町の一部が加わり、現在の市域が形成されました。

本市の人口は1978(昭和53)年の55,707人をピークに、国や県の人口が増加するなかで、2004(平成16)年に50,945人まで減少しましたが、2005(平成17)年の中部国際空港開港を契機に増加に転じ、2020(令和2)年には過去最高の59,407人になりました。

その後、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により空港利用者が激減したことに伴い、これまで空港関連従業員に支えられてきた本市の人口は、空港開港後初めて減少し、2023(令和5)年には、58,472人になりました。

【図12：総人口の推移(各年3月末時点)】



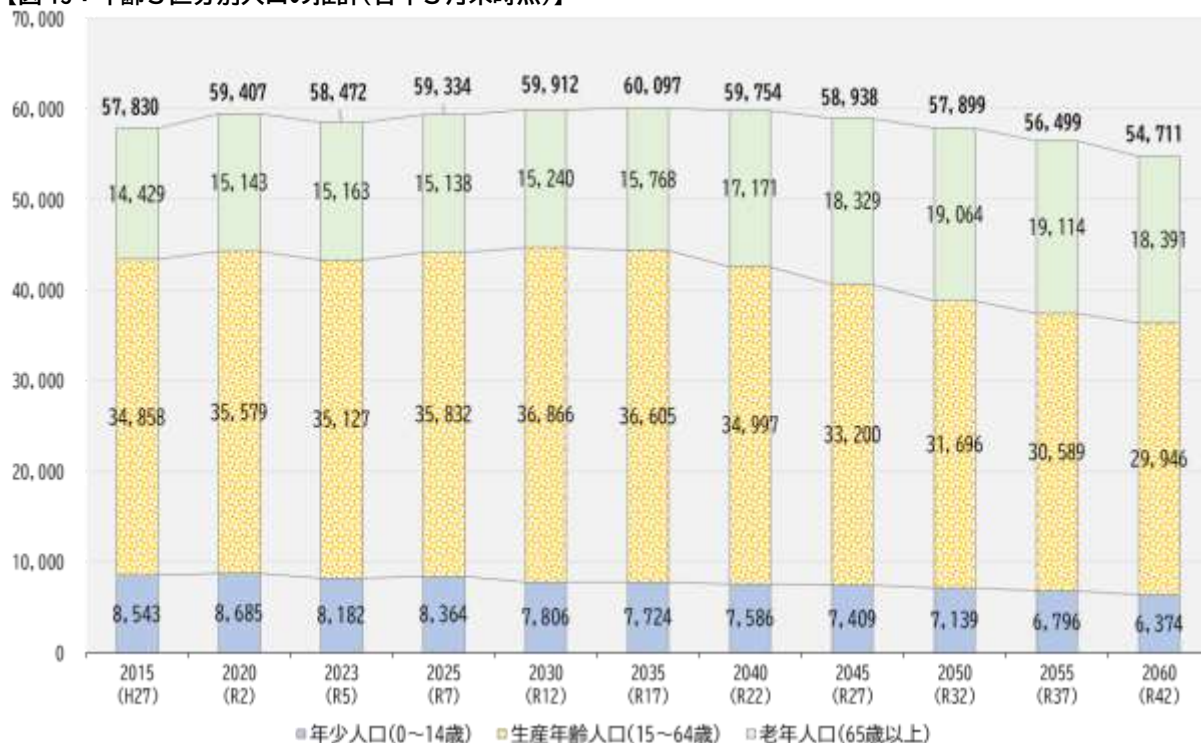
※第6次常滑市総合計画より抜粋(2023(令和5)年までの実績を追加)

(2) 将来人口の推計

本市の人口は、2023(令和5)年3月末現在で58,472人となっています。

今後は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうことでその後の航空需要の回復とともに人口減少に歯止めがかかり、再び増加する見込みです。しばらくは人口増加が継続する見込みですが、少子高齢化による子育て世代の減少により、2035(令和17)年頃をピークに人口減少に転じることが予測されます。

【図13：年齢3区分別人口の推計(各年3月末時点)】



※第6次常滑市総合計画より抜粋(2023(令和5)年3月末人口を追加)

5 現状や課題に関する基本認識

(1) 施設の老朽化の進行

本市の建物等施設は昭和30年代後半から40年代を中心に建設を行い、インフラ施設は昭和30年代の高度経済成長期に集中的に整備してきました。中には、築年数が50年以上経過しているものがあり、今後、施設の老朽化は急速に進行すると予測されます。

そうしたことから、計画的に更新を実施することにより施設の安全性を確保するとともに、ニーズやコストを精査しながら今後の在り方を検討する必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

本市においては、厳しい財政状況のなか、2011(平成23)年度から、2015(平成27)年度にかけて「常滑市行財政再生プラン2011」を推進したことで一定の成果が得られていますが、今後においても、社会保障費の増大等が予想され、引き続き、厳しい財政状況が続くと予測しており、施設の維持・更新に充当可能となる財源にも限りがあります。

そうしたことから、施設の更新費用を抑制・平準化することにより、財政負担の軽減を図る必要があります。

(3)人口構造の変化と公共施設に対するニーズの変化

公共施設等が最も多く建設された昭和 30 年代後半から 40 年代に比べ、現在の人口構造は大きく変化しています。

また、人口構造の変化や生活様式の多様化により、市民の公共施設に対するニーズや必要性も変化していくと予想されることから、変化に対応した公共施設の在り方を検討する必要があります。

(4)個別施設の具体的な取組を示す計画

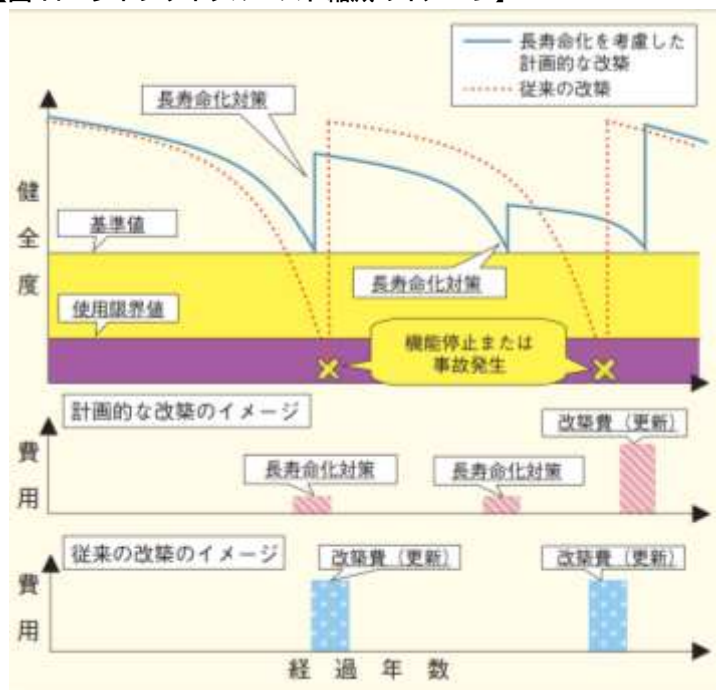
公共施設マネジメントを効率的・効果的に進めるため、公共施設等の実態をハード面・ソフト面から把握し、将来生じるコストの予測や、公共施設等の整備、改修・更新、管理運営の在り方を検討し、中長期的な観点で整備・管理運営等の個別施設の具体的な取組を明らかにする計画を策定していく必要があります。

VI 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

- 施設の老朽化を起因とする事故を起こさない。
- ライフサイクルコスト※6の縮減・平準化による財政負担の軽減を図る。
- 新たな行政需要に対しては、既存施設の有効活用を図る。
- 未利用施設及び土地については、売却していく。

【図 14：ライフサイクルコスト縮減のイメージ】



故障（異常）が発生する前に点検等を行い、劣化の有無や兆候を確認・予測して修繕等を実施することにより、性能・機能の保持・回復を図るものです。

そうすることにより、施設を長寿命化し、維持・更新に係る経費の抑制・平準化が期待できます。

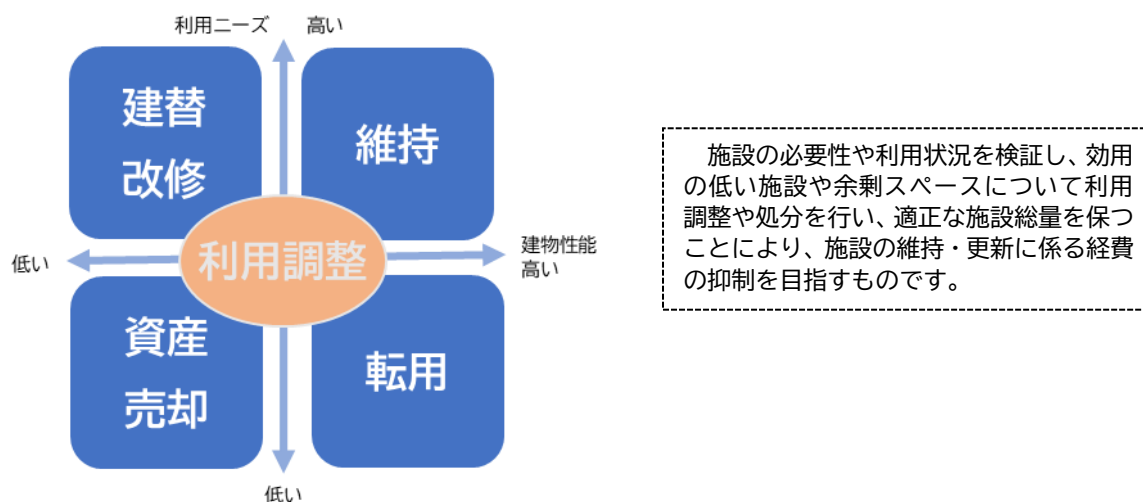
※平成 22 年度国土交通白書より抜粋

2 具体的な取組方針

(1) 施設総量の適正化の推進方針

- ・新たな行政需要に対して、できる限り既存施設の有効活用を図ります。やむを得ず新設する場合は、民営化の可能性についてもあわせて検討し、施設総量は現状を超えない範囲とします。
- ・施設の利用率、機能の優先度、更新にかかるコスト等を基準として、再配置・統廃合、多機能化・複合化などを検討します。
- ・近隣市町の施設との相互利用や民間施設を活用したサービスの提供について検討します。
- ・未利用となった施設及び土地は、民間へ売却または賃貸します。

【図 15：施設総量の適正化の考え方】



資料：企画課

(2) 点検・診断等の実施方針

- ・各施設は、「施設点検マニュアル」により定期点検を実施の上、点検結果を適切に管理・分析し、効率的・効果的に維持管理を行います。
- ・インフラ施設は、国等の基準に基づき調査及び点検を実施します。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設が破損・故障してから修繕する「事後保全」から、点検・診断等の結果により計画的に維持管理・修繕・更新等を行う「予防保全」への転換に努めます。
- ・施設の大規模改修(修繕)は、施設の特性・重要性・緊急性等を基準として計画的に実施します。
- ・PPP/PFI(公民連携)^{※7}等により民間の柔軟な発想や財源等の活用を図ります。
- ・企業会計施設は、点検結果や個別の修繕計画等をもとに維持管理・修繕・更新等を実施します。

(4) 安全確保の実施方針

- ・施設利用者の安全確保を最優先として各種対策を講じます。
- ・点検・診断等により、異常や危険性が認められた場合は、緊急修繕、使用中止、除却等の必要な措置を講じます。
- ・施設の用途を廃止後は、地方債等を活用して早期に除却します。

(5)耐震化の実施方針

- ・旧耐震基準の施設で利用を継続する場合は、施設の特性・重要性・緊急性等を基準として、計画的に耐震改修を実施し、耐震化率 100%を目指します。
- ・インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討します。

(6)長寿命化の実施方針

- ・劣化調査等により長寿命化が可能と判断した施設は、平均的な建替え周期を 60 年から 80 年に延長します。
- ・施設が破損・故障してから修繕する「事後保全」から、点検・診断等の結果により計画的に維持管理・修繕・更新等を行う「予防保全」への転換に努めます。【(3)の再掲】
- ・施設の大規模改修(修繕)は、施設の特性・重要性・緊急性等を基準として計画的に実施します。【(3)の再掲】
- ・インフラ施設は、個別の長寿命化計画や方針等に沿って、計画的かつ効率的に長寿命化を図ります。

(7)ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設等の更新時・長寿命化・大規模改修などに合わせ、必要なバリアフリー、ユニバーサルデザインを導入します。

(8)脱炭素化の推進方針

- ・「とこなめゼロカーボンシティ宣言」の実現に向け、施設等の修繕・更新に合わせて、太陽光発電などの省エネ性能の高い設備・機器や再生可能エネルギーを率先的に導入し、温室効果ガスの削減を図ります。

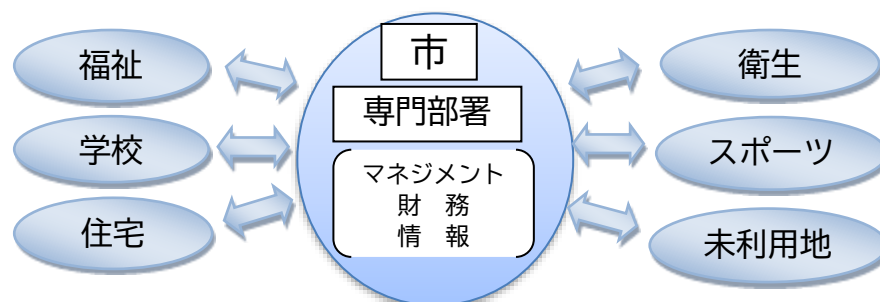
(9)地方公会計(固定資産台帳等)の活用に関する基本方針

- ・財務書類の作成に当たっては、「統一的な基準」に基づき、発生主義・複式簿記を導入するとともに、固定資産台帳を整備しています。
- ・公共施設等の適正な管理に向けて、固定資産台帳等により保有する資産量やコスト構造を把握し、適切な保有量やライフサイクルコストも含めたコスト削減の検討に活用していきます。

(10)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・庁内体制の縦割りを排除し、経営的視点・全体最適の観点から、施設情報を一元管理するとともに、今後の取組等について全庁横断的な会議において検討します。また、職員研修を実施し、職員の意識を醸成します。

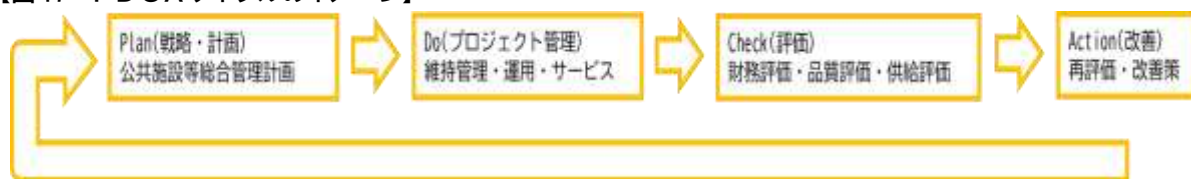
【図 16：全庁体制のイメージ】



資料：企画課

- ・ P D C Aサイクルによる見直し・改善を行いながら計画的な管理を進めます。

【図 17： P D C Aサイクルのイメージ】



資料：企画課

- ・ 施設利用者を始め市民へ施設情報を提供します。
- ・ 計画的に施設の更新を実施するために公共施設等整備基金を活用します。

VII 計画の推進に当たって

厳しい財政見通しのなか、施設の老朽化が進行するとともに人口構成や施設利用者のニーズも変化しているなかで 2016(平成 28)年度に総合的かつ計画的な管理の基本的な方針として、本計画を策定しました。

今後は、2017(平成 29)年度に策定した「常滑市公共施設アクションプラン」と合わせて、計画的な公共施設マネジメントを実施し、公共施設等を効率的・効果的に管理運営し、経費の抑制と財政負担の軽減を図り、適正な行財政運営を目指していきます。

〈参考資料：施設類型ごとの現状・課題・取組方針〉

施設類型ごとの現状、課題や取組方針について、今後の施設管理等の参考として整理しました。

1 市民文化系施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
1-①公民館	3	14,766.00	6,283.78
1-②文化施設	1	10,406.00	9,313.35
合 計	4	25,172.00	15,597.13

区 分		内 容
現状と課題		○「1-①公民館」として、青海公民館(指定管理)、中央公民館(指定管理)、南陵公民館(指定管理)がある。2014(平成26)年に鬼崎公民館を常滑市社会福祉協議会に譲渡し市民交流センターとなったことにより、3公民館となった。【1-①】 ・公民館は、自主グループ活動や会議・研修、学生の勉強の場等として、市民が様々な用途に使用できる場となっている。【1-①】 ○「1-②文化施設」として、市民文化会館(指定管理)がある。【1-②】 ・市民文化会館は、2010(平成22)年度に実施した事業仕分けにより『廃止』となったが、必要性に関する意見を踏まえて継続している。【1-②】 ○いずれも新耐震基準の施設である。【1-①②共通】
取組方針	施設総量の適正化	○施設の利用状況やニーズ、指定管理料や更新にかかるコストなどのデータを基に、施設の在り方(再配置・統廃合・多機能・複合化等)を検討する。【1-①②共通】
	点検・診断等	○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【1-①②共通】
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へ転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。※必要に応じて指定管理者と協議する。【1-①②共通】
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。※必要に応じて指定管理者と協議する。【1-①②共通】
	耐震化	○いずれも新耐震基準の施設であることから、耐震改修は不要である。【1-①②共通】
	長寿命化	○建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【1-①②共通】 ○青海公民館及び南陵公民館は、2019(令和元)年度に策定した長期修繕計画に基づき、計画的な修繕を行い、長寿命化を図る。【1-①】
	脱炭素化	○設備更新を行う際は、省エネ性能の高い設備・機器を導入する。【1-①②共通】 ○2022(令和4)年度に照明のLED化を実施した。【1-①②共通】 ○再生可能エネルギーの活用を検討する。【1-①②共通】

○施設の分類が複数ある場合は、各方針の末尾に該当する分類を表示しています。
(例)○○○【1-①②共通】…「1-①公民館」及び「1-②文化施設」に該当
○それぞれの分類に該当する施設については、P4の「表1」を参照してください。

2 社会教育系施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
2-①図書館	0	0.00	0.00
合 計	0	0.00	0.00

区 分		内 容
現状と課題		○「2-①図書館」は、老朽化のため 2021(令和3)年度に閉館し、2022(令和4)年度に建物を解体した。 ・図書館機能は、青海公民館図書室、南陵公民館図書室及びこども図書室の3室に分散移転した。
取組方針	施設総量の適正化	○施設の利用状況やニーズ、指定管理料や更新にかかるコストなどのデータをもとに、施設の在り方(再配置・統廃合・多機能・複合化等による整備)を検討する。
	点検・診断等	—
	維持管理・修繕・更新等	—
	安全確保	—
	耐震化	—
	長寿命化	—
	脱炭素化	—

3 スポーツ・レクリエーション系施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
3-①スポーツ施設	18	78,045.28	12,316.05
3-②レクリエーション・観光施設	6	54,834.11	4,664.35
合 計	24	132,879.39	16,980.40

区 分	内 容
現状と課題	○「3-①スポーツ施設」として、市体育館(指定管理)、温水プール(指定管理)、サザンアリーナ(指定管理)等の屋内施設のほか、常滑球場(指定管理)等の屋外施設がある。【3-①】 ・市域で考えた場合に、グラウンド、テニスコート等、同利用内容の施設が複数存在する。【3-①】 ・近隣市町との相互利用を実施している施設があり、今後、相互利用の範囲を拡大することが考えられる。【3-①】 ○「3-②レクリエーション・観光施設」として、とこなめ陶の森、登窯広場(指定管理)、廻船問屋瀧田家(指定管理)、坂井海水浴場休憩所、りんくう海浜緑地(指定管理)等がある。【3-②】 ○旧耐震基準の施設のうち、耐震診断(改修)が未実施のものがある【3-①②共通】
取組方針	施設総量の適正化 ○市内に同利用内容の施設が複数ある場合は、施設の利用状況やニーズ、指定管理料や更新にかかるコストなどのデータをもとに、施設の在り方(再配置・統廃合・多機能化・複合化等)を検討する。【3-①】 ○近隣市町の施設との機能連携や相互利用について検討するとともに、民間の類似施設がある場合には、市民が民間施設を利用する支援策を実施するなど、施設総量の縮小につながる方策について検討する。【3-①】 ○登窯や廻船問屋瀧田家、陶芸研究所(本館)など、文化財である施設の保全に努める。【3-②】
	点検・診断等 ○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【3-①②共通】
	維持管理・修繕・更新等 ○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。※必要に応じて指定管理者と協議する。【3-①②共通】
	安全確保 ○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。※必要に応じて指定管理者と協議する。【3-①②共通】
	耐震化 ○耐震診断(改修)が未実施の施設については、耐震化の方向性について検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【3-①②共通】
	長寿命化 ○建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【3-①②共通】
	脱炭素化 ○設備更新を行う際は、省エネ性能の高い設備・機器を導入する。【3-①】 ○施設内の照明のLED化(一部施設は2022(令和4)年度に実施済)及び古い空調設備の更新を検討する。【3-①②共通】

4 学校教育系施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
4-①小学校	9	83,183.00	61,187.36
4-②中学校	4	53,725.00	41,331.70
4-③給食施設	2	4,550.82	2,254.02
4-④武道場	2	3,091.00	4,019.75
合 計	17	144,549.82	108,792.83

区 分		内 容
現状と課題		○「4-①小学校」として9か所、「4-②中学校」として4か所がある。【4-①②④共通】 ・小中学校は、旧耐震基準の施設は全て耐震改修実施済みであり、耐震化率は100%である。【4-①②④共通】 ・13校の平均築年数は53年を超えており、老朽化が進んでいる。【4-①②④共通】 ○「4-③給食施設」として、南北の2か所の給食共同調理場がある。2か所ともに築年数が50年以上であり、耐震診断(改修)は未実施のため、両施設を統合し移転新築する事業を進めている。一方、既存施設については解体後の跡地利用の検討が必要である。【4-③】
取組方針	施設総量の適正化	○小中学校については、将来的な児童数・生徒数の推移(予測)を踏まえて、施設の適正規模及び適正配置について検討する。【4-①②④共通】 ・小中学校の児童数・生徒数の減少により生じた空き教室について、周辺施設との複合化などの活用方法を検討する。【4-①②④共通】 ○北・南学校給食共同調理場については、解体後の跡地利用の在り方(民間活用等)を検討する。【4-③】
	点検・診断等	○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【4-①②③④共通】
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。【4-①②③④共通】
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。【4-①②③④共通】
	耐震化	○小中学校の耐震化率は100%であることから、耐震改修は不要である。【4-①②④共通】 ○北・南学校給食共同調理場は、両施設を統合し移転新築する事業を進めていることから、耐震改修は不要である。【4-③】
	長寿命化	○文部科学省作成の「学校施設の長寿命化改修の手引」を参考に、計画的な予防保全の実施により長寿命化を図る。【4-①②④共通】 ○建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、「施設総量の適正化」と合わせて対応を検討する。【4-①②④共通】
	脱炭素化	○大規模改修等に合わせて、照明のLED化を実施していく。【4-①②④共通】 ○新学校給食共同調理場は、太陽光発電パネル、省エネルギー設備、EV車等の設置及び導入を予定している。【4-③】

5 子育て支援施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
5-①幼保・こども園	12	49,091.01	15,972.37
5-②幼児・児童施設	27	34,022.23	1,646.85
合 計	39	83,113.24	17,619.22

区 分		内 容
現状と課題		○「5-①幼保・こども園」として、公立の保育園が 10 か所、認定こども園が 1 か所、幼稚園が 1 か所ある。【5-①】 ・幼保・こども園は、旧耐震基準の施設について耐震診断を行い、耐震性のない施設について耐震改修を実施済みである。【5-①】 ○「5-②幼児・児童施設」として、児童館 6 か所、児童遊園 7 か所、ちびっこ広場 13 か所、子育て総合支援センター 1 か所がある。【5-②】 ・児童館は、旧耐震基準の施設 4 か所について、耐震診断(改修)は未実施である。【5-②】
取組方針	施設総量の適正化	○幼稚園・保育園ともに施設の老朽化が進んでいることから、民間活力を活用しながら更新することを目指す。【5-①】 ※幼稚園は利用児童全員の転園が決定したため、令和5年度末で閉園 ○児童館で行っている児童育成クラブを小学校の空き教室に移行すること、また、移行に合わせて児童館を統廃合することを検討する。【5-②】
	点検・診断等	○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【5-①②共通】
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。【5-①②共通】
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。【5-①②共通】
	耐震化	○幼保・こども園は、耐震化を実施済みであることから、耐震改修は不要である。【5-①】 ○児童館は、旧耐震基準の施設について、耐震化の方向性について検討する。 ※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【5-②】
	長寿命化	○建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【5-①②共通】
	脱炭素化	○施設の修繕・更新等に際して省エネ性能の高い設備・機器や再生可能エネルギーを率先的に導入することを目指す。【5-①②共通】

6 保健・福祉施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
6-①保健施設	1	0.00	(615.09)
合 計	1	0.00	(615.09)

※延床面積は市民病院に含む。

区 分		内 容
現状と課題		○「6-①保健施設」として、保健センターがある。※2015(平成 27)年 5 月開院の市民病院内に開設した。
取組方針	施設総量の適正化	－
	点検・診断等	○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、点検結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
	耐震化	○保健センター(市民病院)は建設後間もないため、耐震改修は不要である。
	長寿命化	－
	脱炭素化	○照明器具を全て L E D 化し、消費電力を削減した。

7 行政系施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
7-①市庁舎	1	11,481.62	19,443.35
7-②消防・防災施設	20	16,622.61	5,481.21
合 計	21	28,104.23	24,924.56

区 分	内 容
現状と課題	○「7-①市庁舎」として、市役所本庁舎がある。【7-①】 ・旧市庁舎は、2014(平成26)年度に実施した耐震診断の結果、耐震基準を満たしていなかったため、2016(平成28)年に発生した熊本地震を契機に、災害時の復旧復興拠点として十分な機能を果たせるよう、2022(令和4)年1月に飛香台へ新築移転した。【7-①】 ○「7-②消防・防災施設」として、2012(平成24)年開設の消防本部(署)庁舎、消防署南出張所、消防署空港出張所、消防団車庫9か所、防災格納庫8か所がある。【7-②】 ・「消防・防災施設」のうち、旧耐震基準の施設(消防団車庫、防災格納庫)については、耐震診断(改修)は未実施である。【7-②】
取組方針	施設総量の適正化
	点検・診断等
	維持管理・修繕・更新等
	安全確保
	耐震化
	長寿命化
脱炭素化	○市役所本庁舎は、基礎免震構造であるため、耐震基準を満たしている。【7-①】 ○旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【7-②】
	○庁舎の新築移転にあわせて、太陽光発電設備、コージェネレーションシステム、LED照明及び複層ガラス等を導入したことにより、消費エネルギーの省力化を図った。【7-①】 ○消防本部(署)庁舎の照明器具を全てLED化し、消費電力を削減した。【7-②】

8 公営住宅

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	団地数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
8-①公営住宅	11	66,323.12	22,704.26
合 計	11	66,323.12	22,704.26

区 分		内 容
現状と課題		○「8-①公営住宅」として、鉄筋コンクリート造6か所、平屋建て5か所がある。 ・平屋の公営住宅は、築年数が50年以上であり、老朽化が進行していることから、将来的に使用し続けることは難しい。 ・鉄筋コンクリート造の公営住宅のうち、旧耐震基準の施設については、耐震診断(改修)を実施済みである。 ・平屋の公営住宅については、耐震診断(改修)は未実施である。
取組方針	施設総量の適正化	○平屋の公営住宅については、現入居者の退去後は新規入居者を受け付けず、施設の除却を進める。
	点検・診断等	○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
	耐震化	○鉄筋コンクリート造の公営住宅については、耐震診断(改修)済みであることから、耐震改修は不要である。 ○平屋の公営住宅については、順次、除却していく予定であり、耐震診断(改修)は実施しない。
	長寿命化	○建物の劣化調査結果をもとに、長寿命化に向けた修繕を計画的に実施していく。
	脱炭素化	—

9 公園

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
9-①都市公園	33	502,606.92	1,222.20
9-②農村公園等	19	179,331.98	657.31
合 計	52	681,938.90	1,879.51

区 分	内 容
現状と課題	○「9-①都市公園」として、大曾公園(指定管理)、桧原公園、常滑公園(指定管理)等が33か所ある。【9-①】 ・都市公園は都市公園法に基づいて設置されており、公園そのものの統合や廃止は困難である。【9-①】 ・土地区画整理事業区域において、都市公園が増加している。(14か所(2005(平成17)年)→31か所(2015(平成27)年))→33か所(2021(令和3)年))【9-①】 ○「9-②農村公園等」として、小脇公園(指定管理)、前山ダム公園、青海農村公園等19か所がある。【9-②】 ○施設によっては、老朽化の進行により立ち入り禁止としているものがあり、除却を含めて検討する必要がある。【9-①②共通】 ・公園内の施設について、耐震診断(改修)をしていない施設がある。【9-①②共通】
取組方針	施設総量の適正化
	点検・診断等
	維持管理・修繕・更新等
	安全確保
	耐震化
	長寿命化
	脱炭素化
	○公園内の施設で老朽化が進んでいるものについては、更新する時期に複合化等を検討する。【9-②共通】 ○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【9-①②共通】 ○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めるとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。 ※必要に応じて指定管理者と協議する。【9-①②共通】 ○公園の美化・草刈り等の維持管理や設備の点検等について、アダプトプログラムをはじめとした地域での管理方策を検討する。【9-①②共通】 ○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。※必要に応じて指定管理者と協議する。【9-①②共通】 ○公園内の施設について、耐震診断(改修)が未実施の施設については、耐震化の方向性について検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【9-①②共通】 ○遊具や設備の健全度調査したうえで長寿命化計画を策定した。【9-①②共通】 —

10 その他

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)
10-①墓園	1	57,738.86	13.97
10-②火葬場	1	7,973.00	502.72
10-③その他	18	23,787.20	1,519.47
合 計	20	88,499.06	2,036.16

区 分		内 容
現状と課題		○「10-①墓園」として、高坂墓園がある。【10-①】 ○「10-②火葬場」として、市営火葬場があり、管理・運営を業務委託している。 ・市営火葬場は、旧耐震基準の施設であり耐震診断(改修)が未実施である。また、建物及び火葬炉の老朽化が進行しており、計画的な修繕等が必要である。【10-②】 ○「10-③その他」として、一般廃棄物最終処分場、旧農業管理センター、駅前等のトイレ8か所、水防倉庫7か所等がある。【10-③】 ・トイレは、悪質ないたずらにより破損等したケースがあり、管理方法について検討する必要がある。【10-③】
取組方針	施設総量の適正化	○墓園については、利用ニーズに応じた整備を行う。【10-①】 ○市営火葬場については、建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら在り方を検討する。【10-②】 ○将来的な施設運営の在り方については、広域化の手法も含めて検討する。【10-②】 ○「その他」施設については、利用ニーズを踏まえた適正配置を検討するとともに、利用率の低い施設について廃止を含めて在り方を検討する【10-③】
	点検・診断等	○施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【10-①②③共通】
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。【10-①②③共通】
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。【10-①②③共通】
	耐震化	○市営火葬場等の旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【10-②】
	長寿命化	○建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。※「施設総量の適正化」と合わせて検討する。【10-②③共通】
	脱炭素化	○2022(令和4)年度に照明をLED化し消費電力削減を行った。また随時、省エネ性能の高いエアコンへの更新を実施していく。【10-②】

11 普通財産(建物)

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
11-①普通財産(建物)	15	18,143.62	9,230.16
合 計	15	18,143.62	9,230.16

区 分	内 容
現状と課題	○「11-①普通財産(建物)」として、団体への貸付等により使用している施設も含めて、旧三和東幼稚園など、行政目的を終えて用途のない施設等が15か所ある。 ・施設の中には、耐震性のないものや老朽化が進行している施設があり、安全確保のため早期に除却を進める必要がある。
取組方針	施設総量の適正化 ○用途を廃止した施設は、地方債等を活用して早期に除却する。 ・未利用となっている施設及び土地については、民間への売却や賃貸を進める。
	点検・診断等 ○施設に異常がないか定期的に確認を行うとともに、台風や地震等の有事の際には臨時的に施設の確認を行う。
	維持管理・修繕・更新等 ○未利用の施設については、原則として修繕や更新等を行わない。
	安全確保 ○原則として修繕等を行わないが、近隣家屋等に危険を及ぼす可能性がある場合には、必要な措置を講じる。 ○用途を廃止した施設は、地方債等を活用して早期に除却する。
	耐震化 —
	長寿命化 —
	脱炭素化 —

12 企業会計施設

2023(令和5)年4月1日現在

分 類	施設数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
12-①病院事業会計施設	3	30,619.84	23,843.86
12-②水道事業会計施設	14	27,756.78	312.29
12-③モーターボート競走事業会計施設	3	44,437.81	47,840.81
12-④下水道事業会計施設	18	103,003.73	13,991.25
合 計	38	205,818.16	85,988.21

区 分	内 容
現状と課題	○「12-①病院事業会計施設」として、市民病院、港町公舎等の3か所がある。【12-①】 ○「12-②水道事業会計施設」として、配水場が6か所、ポンプ場が8か所ある。【12-②】 ○「12-③モーターボート競走事業会計施設」として、競艇場、外向発売所、オラレセントレアがある。【12-③】 ○「12-④下水道事業会計施設」として、浄化センター、雨水ポンプ場が4か所、汚水中継ポンプ場が2か所、真空ステーションが3か所、集落排水処理場が8か所ある。【12-④】 ○法定点検や定期点検等による現状把握により、施設、設備の老朽化度を把握し、適切な維持管理を行うことで長寿命化を図る必要がある。【12-①②③④共通】
取組方針	施設総量の適正化
	—
	点検・診断等
	○法定点検や定期点検等を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。【12-①②③④共通】
	維持管理・修繕・更新等
	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果や個別の修繕計画等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。【12-①②③④共通】
	安全確保
	○点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。【12-①②③④共通】 ○現在利用していない施設や老朽化が著しい施設については、順次除却を進める。【12-①②③④共通】
	耐震化
	○個別の修繕計画等をもとに、耐震化を実施する。【12-②③④共通】
	長寿命化
	○建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。【12-①②③④共通】
	脱炭素化
	○建物照明のLED化を推進し、消費電力の省力化と二酸化炭素排出の削減を図る。【12-①②④共通】 ○太陽光パネルの設置を検討する。【12-③】

13 インフラ施設

※施設総量については、P 5～P 7参照。

(関連計画)常滑市橋梁長寿命化修繕計画

常滑市横断歩道橋長寿命化修繕計画

常滑市海岸長寿命化修繕計画

区 分		内 容
現状と課題		○「13 インフラ施設」として、市道を始めとする道路、橋りょう、海岸施設等があり、また、空港島内には空港物流地区道路等がある。 ・インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、それぞれ構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う必要がある。 ・人口動態やニーズに対応したインフラ施設整備が求められる。 ・インフラ施設を面的に縮減していくことは難しいため、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが重要になる。
取組方針	施設総量の適正化	—
	点検・診断等	○各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、国等が示す「基準」や「要領」に準拠して、インフラ施設ごとの適切な点検・診断を実施し、その結果を蓄積し、計画的な修繕等や老朽化対策を行う。
	維持管理・修繕・更新等	○現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検等の結果をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
	安全確保	○点検等により異常や危険性が認められた場合には、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
	耐震化	○インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討する。
	長寿命化	○インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、施設ごとに専門性を有することから、個別の長寿命化計画等の方針等に沿って、計画的かつ効率的に施設を保全・更新する。
	脱炭素化	—

用語解説

No.	用 語	解 説
1	旧耐震基準	1981(昭和 56)年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損した場合においても、補修により継続使用が可能ということで義務付けられたもの。
2	新耐震基準	1978(昭和 53)年の宮城県沖地震を受けて、建築基準法施行令中の耐震基準が改正され、1981(昭和 56)年6月1日から導入された基準のこと。新耐震基準の建物は、震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性となっている。1995(平成7)年の阪神・淡路大震災では、新耐震基準以前の建物に大きな被害が生じたのに対して、新耐震基準の建物は比較的大きな被害は受けていなかったと報告されている。
3	有形固定資産減価償却率	資産の老朽化を表す指標で、数値が大きいほど、資産を購入してから経過期間が長く、資産価値が減少していることを表す。
4	公共施設等更新費用試算ソフト	(一財)自治総合センターによる「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発された試算ソフトを、(一財)地域総合整備財団が更新したソフトのこと。
5	長寿命化	施設の構造部分(建物の場合は躯体)が健全である限り、適切な維持保全によって、寿命を永らえさせること。
6	ライフサイクルコスト(LCC)	施設の新築から除却までの全期間に要する費用(企画・設計・施工等の初期投資や、維持管理・修繕等のランニングコスト、廃棄コスト等)の合計のこと。
7	PPP/PFI	PPP(Public Private Partnershipの略)は、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間ノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI(Private Finance Initiativeの略)は、その一手法で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。



常滑市公共施設等総合管理計画
～公共施設マネジメントの基本方針～

編集：常滑市企画部企画課
〒479 - 8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
TEL：0569-35-5111 FAX：0569-35-4567
URL： <https://www.city.tokoname.aichi.jp/>
E-mail： kikaku@city.tokoname.lg.jp